

川崎市屋外広告物審議会 の市民委員を募集します！

川崎市では、良好な景観形成や公衆への危害防止を目的として、広告物の規制やあり方などについて調査審議するために、川崎市屋外広告物審議会を設置しています。

審議会では、学識経験者などの他、実際に屋外広告物が身近にある市民の皆様のご意見も広く取り入れるため、市民委員をメンバーとしており、現在の委員の任期満了に伴い、市民委員を募集します。

屋外広告物とは？

- ① 常時又は一定の期間継続して表示され、
- ② 屋外で表示され、
- ③ 公衆に表示される
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告旗、
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に
掲出され、又は表示されたもの
並びにこれらに類するものをいいます。



審議会の活動状況

これまでに、次の事項などについて審議等を行いました。

- 賑わいの創出等の公益上の理由がある場合に、禁止地域・禁止物件の規定を除外することができる規定を追加する屋外広告物条例の改正について（規制の緩和）
- 屋外広告物の安全対策に係る屋外広告物条例施行規則の改正について（規制の強化）
- 景観計画特定地区の指定に伴う屋外広告物に関する基準について（基準の追加）

募集の詳細については裏面、または市HPをご参照ください。



川崎市屋外広告物審議会市民委員募集要領

- 募集人数 3人
- 任期 2年（令和8年4月～令和10年3月）
- 応募資格 令和8年4月1日時点において、次の条件の全てに該当する方
 - (1) 年齢が満18歳以上の方
 - (2) 本市に引き続き1年以上居住している方
 - (3) 本市の附属機関等の委員になっていない方
 - (4) 本市の職員でない方（退職者は除く）

● 申込方法

- 1 次の事項を記載した書面に、小論文を添付して郵送か窓口で提出するか、オンラインで申請してください。
(オンライン申請URL <https://logoform.jp/form/FUQz/1363088>)
 - (1) 住所、氏名（ふりがなをふってください）、電話番号、生年月日
 - (2) 現在の職業
 - (3) 市民となった日
 - (4) 主な職歴
 - (5) 活動経験（屋外広告物審議会委員を務めるにあたって、有益となる職歴や市民活動・ボランティアの経験があれば記載してください。）
(例) 屋外広告物に関連する以下のもの
職歴：屋外広告業、広告代理店、建築業やデザイン関係の仕事及び
官公庁で屋外広告物に関わる部署等
活動：屋外広告物審議会委員、都市景観審議会委員、路上違反広告
物除却推進協力員（ただし、本市の屋外広告物審議会は除く）
- (6) 申し込んだ理由

2 小論文のテーマ 「川崎市の屋外広告物に関する提案や意見」

（書式は自由。意見や提言等を800字程度で記載してください。）

※申込みの書面及び小論文は返却しません。また、申込みいただいた方の個人に
関する情報は、この募集事務以外に使用することはありません。

● 申込期限 令和8年2月13日（金）<郵送の場合は必着>

● 選考方法

川崎市屋外広告物審議会公募委員選考委員会を設置し、書類審査による選考の上、
選考された人を対象に面談を行います。

選考結果については、申込者全員に通知します。委員に選出された方については、
審議会の出席ごとに報酬を支給します。

● 申込先及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 建設緑政局 道路河川管理部 路政課 屋外広告物係

電話 044-200-2814

FAX 044-200-3978

E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp

